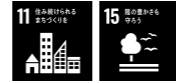


住まいの手助け

都市計画課 都市計画係
☎(232)4927



定住促進補助金制度をご利用ください

菊陽南小学校区活性化のため、対象地区内に定住する子育て世帯に、住宅の新築などや転入・転居、出生児の養育費用の一部を補助します。

- ◆期間 令和6年3月末日まで
- ◆対象地区 菊陽南小学校区
(井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次)

- ◆対象要件(抜粋)
 - ・対象地区内に3年以上居住すること
 - ・小学生以下の扶養親族や妊娠中の親族と同居すること など
- ◆申請方法
住宅を新築(購入)した日または転入(転居)した日などから6カ月以内に必要書類を提出。

対象者	条件	補助金額
①住宅を新築または新規購入する人	住宅の新築・購入	100万円
	中古住宅を購入	50万円
②リフォーム等を行った住宅に転入や転居する人	リフォーム住宅に転入(転居)	リフォームなどの費用の2分の1以内(上限50万円)
③①、②以外の転入や転居する人	①、②以外の転入(転居)	小学生以下の扶養親族1人当たり10万円
④対象地区内の人が出産した出生児の養育者	対象地区内の人が出産	出生児1人当たり10万円

※既に対象地区内に居住している世帯も一部対象です。既に居住している住宅の建替えやリフォームは対象外です。
 ※①、②の加算金 小学生以下の扶養親族1人当たり20万円
 ※④の場合、①、②の交付決定時に妊娠していた子の出産は出生児1人当たり20万円

戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金

平成28年熊本地震で被災した住宅や新耐震基準を満たさない住宅の耐震改修、建替えなどに要する費用の一部を補助します。

- ◆対象建築物
耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定された建築物で、次の要件を満たすもの
 - ・昭和56年5月31日以前に着工または平成28年熊本地震で被災している
 - ・所有者が町税を滞納していない
 ※上記以外にも要件があります。補助金の交付決定前に契約(設計・工事)を結んだ場合、補助金の交付ができない場合があります。

- ◆対象事業
設計改修工事一括補助事業(改修設計・改修工事)
設計建替え工事一括補助事業(建替え設計・建替え工事)など
- ◆補助金額
それぞれの工事に要する費用の5分の4以内(上限100万円)
上記のほか、耐震設計費用のみを補助する事業や、自己負担5,500円で耐震診断が受けられる事業などもあります。
まずは、お問い合わせください。
- ◆申請期間 4月3日(月)～8月31日(木)

危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

地震発生時の人身事故防止や避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などを撤去する費用の補助を行います。

- ◆対象事業費
次の要件をすべて満たすブロック塀の撤去に要する費用
 - ・通学路などに面している
 - ・道路面からの高さが80センチ以上
 - ・ブロック塀自体の高さが60センチ以上
 - ・ヒビ、ぐらつき、傾きがあるなど、危険な状態である
 ※町が現地調査を行い、要件を満たすか判断します。まずは電話でご相談ください。
- ◆補助金額 10分の10(上限:20万円または1.2万円/センチのいずれか低い方の額)
- ◆申請期限 10月31日(火)

生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

- ◆対象要件(抜粋)
 - ・植栽場所が公衆用道路に面している
 - ・植栽場所の長さが5メートル以上
 - ・外部から眺望できる高さが70センチ以上
 - ・植栽間隔が1メートル当たり2本以上
 詳しくは、お問い合わせください。
- ◆補助金額
3分の1以内(上限5万円)

各種手当額の改定



特別児童扶養手当と特別障害者手当など

福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

4月分の手当から各種手当の額が改定されました。

名称	支給対象	令和5年4月分からの支給額(月額)		
		1級	2級	3級
特別児童扶養手当	自宅で障がいのある子どもを育てている親など	53,700円	35,760円	1,300円増
		15,220円	27,980円	860円増
障害児福祉手当	在宅で重い障がいのある子ども	15,220円	27,980円	370円増
特別障害者手当	在宅で重い障がいのある大人	15,220円	27,980円	680円増
経過的福祉手当	昭和61年3月31日において20歳以上で、現に従来の福祉手当の受給者であって、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人	15,220円	27,980円	370円増

児童扶養手当

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

全国消費者物価指数の引き上げにより、4月分の手当から、児童扶養手当の額が改定されました。

	支給区分	令和5年4月から	
		金額	増減
第1子の額	全部支給	44,140円	(1,070円増)
	一部支給	44,130円～10,410円	(1,070円増～250円増)
第2子加算額	全部支給	10,420円	(250円増)
	一部支給	10,410円～5,210円	(250円増～120円増)
第3子以降加算額	全部支給	6,250円	(150円増)
	一部支給	6,240円～3,130円	(150円増～80円増)

保険証が変わったら

ひかり陽っ子カードの変更届を提出しましょう

子どもの加入している健康保険が変わり、新しい保険証をもらった場合、陽っ子カードの変更届の提出が必要です。健康・保険課または西部支所で手続きをしてください。

変更届の手続きはメールでも受け付けます。

◆手続き方法(メール)

- ・QRコード(一部のスマートフォンには対応していません)を読み込むと、健康・保険課のアドレスにメール(kokuho@town.kikuyo.lg.jp)を送ることができます。
- ・件名を「【子ども医療費変更届】子どもの名前」とし、子どもの新しい保険証の写真添付してメールを送信してください。



健康・保険課
メールアドレス